

20191105中庁第5号
令和元年11月8日

各府省等中小企業官公需担当官 殿

中小企業庁長官

令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被災した地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について（要請）

官公需に関する中小企業・小規模事業者の受注機会の増大につきまして、平素より格段の御配慮を頂き御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨によって、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県において、甚大な被害が発生しました。

政府においては、当該災害について激甚災害指定を行い、被災した中小企業・小規模事業者に対し、災害復旧等に向けた補助制度や各種金融支援等により、幅広く中小企業支援を講じることとなりました。

つきましては、貴府省等の官公需の発注にあたっては、被災地域の中小企業・小規模事業者に対し、下記の事項に関する特段の御配慮と、改めて受注機会の増大についてお願い申し上げます。また、本内容に関しては、所管各部局（地方支分部局を含む。）及び独立行政法人等の契約担当窓口に至るまで、周知徹底していただくよう、お願いいたします。

記

1. 官公需相談窓口における相談対応

国等は、被災地域の官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

2. 適正な納期・工期の設定及び迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注にあたっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うよう努めるものとする。

3. 地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

4. 適切な予定価格の作成

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

以上

20191105中庁第5号

令和元年11月8日

各都道府県知事 殿

中小企業庁長官

令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被災した地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について（要請）

官公需に関する中小企業・小規模事業者の受注機会の増大につきまして、平素より格段の御配慮を頂き御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨によって、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県において、甚大な被害が発生しました。

政府においては、当該災害について激甚災害指定を行い、被災した中小企業・小規模事業者に対し、災害復旧等に向けた補助制度や各種金融支援等により、幅広く中小企業支援を講じることとなりました。

こうした状況の中、国等の官公需の発注にあたっては、本日付けで各府省等に対して、今回の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する特段の配慮と、改めて受注機会の増大について要請しております。貴都道府県におかれましても、官公需の発注にあたっては、別添の国等への要請に準じて、被災地域の中小企業・小規模事業者に対する特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、貴都道府県下の人口10万人以上の市及び特別区（東京都のみ）宛てには、別途通知しておりますが、加えて、各市（区）町村に対し、上記の趣旨を周知いただきますようお願い申し上げます。

20191105中庁第5号
令和元年11月8日

人口10万人以上の市の長及び特別区の長 殿

中小企業庁長官

令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被災した地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について（要請）

官公需に関する中小企業・小規模事業者の受注機会の増大につきまして、平素より格段の御配慮を頂き御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨によって、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県において、甚大な被害が発生しました。

政府においては、当該災害について激甚災害指定を行い、被災した中小企業・小規模事業者に対し、災害復旧等に向けた補助制度や各種金融支援等により、幅広く中小企業支援を講じることとなりました。

こうした状況の中、国等の官公需の発注にあたっては、本日付けで各府省等に対して、今回の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する特段の配慮と、改めて受注機会の増大について要請しております。貴市及び貴区におかれましても、官公需の発注にあたっては、別添の国等への要請に準じて、被災地域の中小企業・小規模事業者に対する特段の御配慮をお願い申し上げます。